

「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」改定案に対する意見  
及びそれに対する考え方

意見募集期間:令和4年 11 月5日(土)～同年 12 月5日(月)  
案件番号:145209989

意見提出者 10 件(事業者等:4件、個人:6件)

・Ⅲ 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為

意見	考え方	修正の有無
意見 1-1 本改定案に賛同する。		
<p>○ 端末設備の製造業者が可能な範囲で、より多くの移動体電気通信事業者の周波数帯に対応する端末設備を製造することは、利用者が事業者を乗り換える際のスイッチングコスト低減に資すると考えることから、本改定案の内容に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>○ 本改定案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>
意見 1-2 本改定案に賛同する。競争促進の観点から市場動向を注視し、必要に応じて指針の見直しが行われることを要望する。		
<p>○ 端末設備の製造業者がそれぞれの経営判断の下、可能な範囲でいずれの移動体電気通信事業者の周波数帯にも対応する端末設備を製造することは、事業者間の公正な競争を促進し、スイッチングコストの低減及び利用者利便の向上につながると考えますので、本指針案に示された内容に賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">引き続き、競争促進の観点から市場動向を注視いただき、必要に応じて指針の見直しが行われることを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>○ 本改定案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>
意見 1-3 本改定案に賛同する。一定以上の販売シェアを有する端末設備の製造業者に対し、すべてのMNOが使用又は提供する周波数帯域やデータ通信・音声通信機能等への対応を義務付けるべきであるとする。		
<p>○ 本改定案において「端末設備の製造業者は、利用者が移動体電気通信事業者を乗り換える際のスイッチングコスト低減の観点から、それぞれの経営判断の下、可能な範囲で、全ての移動体電気通信事業者に共通して割り当てられた周波数帯に対応する端末設備等、いずれの移動体電気通信事業者の周波数帯にも対応する端末設備を製造することが望ましい。」とする条項が盛り込まれることに賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">他方、電気通信事業の健全な発達及び利用者の利便性確保の観点から、一定以上の販売シェアを有する端末設備の製造業者に対し、すべてのMNOが使用又は提供する周波数帯域やデータ通信・音声通信機能等への対応を義務付けるべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>○ 前段については、賛同の御意見として承ります。</p> <p style="text-align: center;">後段については、参考として承ります。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>
意見 1-4 「携帯電話」とは何なのか。範囲を知りたい。		

意見	考え方	修正の有無
<p>○ 改定案 新旧対照表の1ページ</p> <p>「携帯電話サービスにおける乗換え時のスイッチングコストの低減」という記載が追加されるが、「携帯電話」の範囲も記載すべきである。</p> <p>携帯電話（フィーチャーフォンの意味）  携帯電話（スマートフォン・フィーチャーフォンの意味）  携帯電話（スマートフォンの意味）  携帯電話（スマートフォン・フィーチャーフォン・PHSの意味）  携帯電話（スマートフォン・フィーチャーフォン・PHS・LTEタブレットの意味）  携帯電話（スマートフォン・フィーチャーフォン・PHS・LTEタブレット・LTEコードレスフォンの意味）</p> <p>ややこしいのである。</p> <p>音声通話プランであって、データ通信専用プランの携帯電話は含まれないのか？  携帯電話のデータ通信専用プランでは話が出来ないのだからもはや電話ではないのである。</p> <p>「携帯電話」とは何なのか？範囲を知りたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 本改定案Ⅲ 2（7）は、電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）別表第3号又は第4号に掲げる番号を使用した役務による通信を可能とする機能を有する端末設備（通信モジュールに当たるものを除く。）を対象とすることを念頭に置いています。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>
<p>意見1-5 今回の改定が実質的に端末メーカーへの電気通信事業法の規定の拡大適用にならないか。電気通信事業法上問題となるのは電気通信事業者が端末メーカーに機能制限を求める行為であり、それは端末メーカーへの規制ではないと思っているが、相違ないか確認したい。</p>		
<p>○ 今回追加される（7）は、独占禁止法の観点から望ましい行為として記載されるのでしょうか。（端末設備の製造業者（以下「端末メーカー」）は現状電気通信事業法の適用対象外のため）  今回の改定が実質的に端末メーカーへの電気通信事業法の規定の拡大適用にならないかという点が気になったのコメントです。</p>	<p>○ 本改定案Ⅲ 2（7）は、電気通信事業分野における競争を一層促進する観点から「望ましい行為」として規定するものであり、本指針への同規定の追加により携帯電話の端末設備の製造が新たに電気通信事業法（昭和59年法律第86</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>また、通信端末の対応周波数の問題について電気通信事業法上問題となるのは、電気通信事業者が端末メーカーに対し対応周波数帯制限などの機能制限を求める行為であり、それは端末メーカーへの規制ではないと思っておりますが、それで相違ないかをあわせて確認したいです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>号) のいずれかの規律の対象となるものではありません。</p> <p>○ また、御指摘のような「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」(平成29年1月総務省策定) 7(4)①に掲げる電気通信事業者の行為は、同①に規定するとおり、電気通信事業法第29条第1項第12号に規定する業務改善命令の要件に該当し得る行為であるところ、同①は端末設備の製造業者の行為について言及しているものではありません。</p>	

・その他

意見	考え方	修正の有無
意見2-1 電気通信事業者が反復継続的に悪質な契約や販売を事業として営んでいる担当者や店長などの管理責任者、社長などが法に反して違法契約をしている現状に対して、刑事罰を検討すべきと考える。		
<p>○ 電気通信事業者が契約も同時に端末を販売する事業者が、移動通信機器（携帯電話やスマートフォン、以下スマホと略す）では同じ事業者になっている商習慣がある。</p> <p>経済的に規模の大きな電気通信事業者に有利であり、スマホの通信契約と販売をセットにすることでスマホの販売価格を値引きする行為は、一般消費者に対して将来を含めた支払額や方法の説明の理解の域を逸脱しており、満足感が得られていない。これはいき過ぎた囲い込みの禁止と適合性の原則違反に該当し、多くの一般消費者を困惑させ、合理的な判断のもとで契約に至っているとはいえない。</p> <p>また、値引きの原資が通信契者からも負担されていることは、以前と変わらず変わりなく、規制の形骸化で総務省が国民である消費者に、真に有効な法改正と執行をおざなりにしている現状がある。</p> <p>通信契約を値引きで誘引するのではなく、契約内容の通信品質を消費者に納得してもらう企業努力が一切見えない。</p> <p>このような既得権益といえる電波の利用は、新規参入した電気通信事業者に対して、評判を下げる風説を流布するような店頭広告や記事が散見される。</p> <p>この現状に、スマホの製造メーカーは、電気通信事業者と距離をおくために、SIMフリーの全ての電気通信事業者の周波数に対応する製品の販売を開始している。</p> <p>スマホの製造メーカーは、スマホの特性であるソフトウェアの更新で性能が向上可能であるが、電気通信事業者が販売するキャリアモデルは、ソフトウェアアップデートを満足に実施せずに消費者が購入したスマホを意図的に製品を陳腐化させ、機種変更をさせており、消費者契約法の不利益事実の不告知の事由に該当する。</p> <p>このような民法の不法行為が、電気通信事業者がスマホを販売することで発生するため、電気通信事業者はスマホの販売を禁止して、電気通信事業者としての通信品質などに集中することが本来あるべき姿である。</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>電気通信事業者は、スマホメーカーの希望小売価格より高額な価格で販売などをしてる一方で、仕入れ価格を下回る不当な廉価販売（ダンピング）をしており、その不当なダンピングに生じる転売対策を話し合うなど、本末転倒な都合に総務省が介入するのは異常である。</p> <p>素直に公正取引委員会が不当廉価販売として、是正指導や課徴金などの行政処分を実施すべき話であり、この法改正は本来あるべき姿への不毛に時間をかけた過渡期の改正であり、内容は評価できるが、スピード感が遅い。</p> <p>電気通信事業者は何よりも法令遵守し、国民である消費者の信頼を取り戻すことが大切であり、販売代理店で散見される不実告知や不利益事実の不告知で騙そうとする基本的姿勢を是正しなければならない。総務省は電気通信事業者が反復継続的に悪質な契約や販売を事業として営んでいる担当者や店長などの管理責任者、社長などが法に反して違法契約をしている現状に対して、刑事罰を検討すべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>		
意見2-2 為替レートを正常化すべき。		
<p>○ 儲かってたらコスト低減は簡単にしてくれると思うので経済対策をもっとちゃんとしたほうがいいと思います。為替レートを正常化すべきだと思います。ファンドマネージャーでもないのに何十倍ものレバレッジで為替取引してるのがあったらやめさせたほうがいいと思います。（ファンドマネージャーはプロなのでリスク管理できるから何十倍ものレバレッジで取引しても良かったと記憶してますが。）為替レートが異常なので物価高なんですけど政府がそう言わなくてもそう思ってる日本人はたくさんいますけど。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	無
意見2-3 楽天モバイルにプラチナバンドの再割り当てを行うべき。		
<p>○ 楽天モバイルがプラチナバンドの再割り当てを強く要望しているにもかかわらず、総務省はプラチナバンドの再割り当てを行っていません。そのため、モバイル大手3社が実質的にプラチナバンドを独占し、私物化してしまっております。独占禁止法的にももんだいがあると思います。</p> <p>また、プラチナバンドは屋内の通信には必須といっても過言ではないでは</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>ないです。楽天モバイルがプラチナバンドなしで競争するのは困難です。このような不公正な状況から、公正な競争が実施されてないと言わざるを得ない。早期にプラチナバンドの再割り当てをおこなうべき</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
意見2-4 プラチナバンドを楽天モバイルに割り当てることで競争が促されると思う。		
<p>○ 楽天モバイルだけにプラチナバンドを割り当てないのは独占禁止の観点から問題があると思います。また、プラチナバンドを楽天モバイルに割り当てることで競争が促されると思います</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	無
意見2-5 端末の価格はあくまで企業努力で決めるべきである。		
<p>○ 端末の値引きなどは、その販売会社で考えて金額を決めればいいので、政府や省庁が決めることではないと思う。</p> <p>あくまで企業努力で価格を決めるべきである。</p> <p>そうでなければ、通信費や基本料金については上限を決めるのはいいと思うが、それ以上の制限をする必要はないと思う。</p> <p>実際、端末割引について制限した結果、端末の購入実績が下がったりしているので、各社で競わせる部分を奪うのはおかしいと思う。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	無